

令和6年度 滝沢市立篠木小学校 ガイドブック



校歌

(昭和三十八年十一月十日制定)

作詞 佐伯 郁郎
作曲 千葉 了道

一

大きく晴れた 青い空

校旗が 風にはためいて
明るいまどに 夢がわく
胸に校章の さくら花
きよく あかるく

みんな手を取り むつまじく
われらは学ぶ

篠木小学校 わが学校

二

清い流れの 越前ぜき
遠い祖先の 人たちが
まごころこめて つくられた
古い歴史の わが学校
つよく ただしく

ここをあわせ たくましく
われらは励む

篠木小学校 わが学校

目 次

I 学校のあらまし

- 1 学校の沿革 1
- 2 学区図 2
- 3 学区・学校について 2
- 4 校舎図 3
- 5 学校経営 4
- 篠木っ子まなびプラン 5

II 子どものくらし

- 1 学校の一年 6
- 2 学校の日 7
- 3 滝沢南中学校区 生活のきまり . 8
- 4 学習用具のスタンダード . . . 10

III 学区の安全

- 1 登下校の約束 11
- 2 自転車通学について 11
- 3 自転車利用のルールについて . 11
- 4 主な通学路 12



IV 学校生活ガイド

- 1 学校生活を健康で楽しく過ごすために
(保健関係) 13
 - (1) 基本的な生活習慣をつけましょう
 - (2) 登校前の健康観察
 - (3) 学校での応急措置・休養について
 - (4) 学校でのけがについての保険
 - (5) 健康診断について
 - (6) 服の貸し出しについて
- 2 入学にあたって 15
- 3 スタートカリキュラム 17
- 4 教育全般の相談 19
- 5 いじめの相談 20
- 6 災害時の対応と連絡方法 . . . 22
- 7 篠木小学校連絡網メールの登録
について 22
- 8 校地周辺の自家用車の通行について
. 24
- 9 給食について 26
- 10 転入・転出の手続き 27
- 11 学校集金について 28
- 12 遠距離通学・通学費助成について
. 29
- 13 就学援助制度について 30

V PTA について

- 1 組織について 31
- 2 会則 32
- 3 地区部会(子ども会)について 34
- 4 慶弔・旅費規程 35

I 学校のあらまし

1 学校の沿革

- 明治 6. 7. 28 公立篠木小学校開設（清雲院）
14. 8. 25 篠木字綾織に校舎新築
20. 4. 13 篠木尋常小学校と改称
22. 9. 8 篠木尋常高等小学校と改称
- 大正 5. 6. 26 滝沢村立篠木青年訓練所を設置
- 昭和 16. 4. 1 篠木国民学校と改称。初等科 415 人 高等科 179 人
22. 4. 1 滝沢村立篠木小学校と改称。校章制定
38. 11. 10 校歌制定（作詞 佐伯郁郎，作曲 千葉了道）
40. 10. 28 滝沢南中学校篠木校舎の生徒本校へ統合
63. 8. 1 新校舎完成
- 平成 2. 11. 9 文部省指定学校公開研究会（CAI，国語）
3. 6. 6 文教施設協会より協会賞受賞
5. 9. 25 創立 120 周年記念式典挙行
8. 2. 11 県書写書道コンクール学校賞受賞
13. 10. 1 日本赤十字社より金色有功賞受賞（30 年）
15. 9. 9 創立 130 周年記念式典挙行
16. 2. 14 県書写書道コンクール学校賞受賞
21. 10. 14 石川啄木の妻節子の歌碑除幕式
22. 3. 29 校庭に学童保育クラブ設置
23. 11. 11 第 35 回岩手県書写書道教育研究協議会研究大会
滝沢大会 小学校部会 会場
25. 10. 19 創立 140 周年記念式典挙行
26. 1. 1 滝沢村の市制により移行 滝沢市立篠木小学校と改称
26. 11. 7 滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業
滝沢南中学校区公開研究会
26. 11. 12 日本赤十字社より長年の活動 40 年に対する感謝状
27. 11. 7 岩手県ユネスコ協会よりユネスコ文化賞受賞
28. 2. 11 県書写書道コンクール学校賞受賞
28. 4. 1 特別支援学級（知的）設置
29. 4. 1 特別支援学級（自閉症・情緒）設置
30. 2. 1 トイレ改修完了
30. 11. 2 滝沢市小・中学校ジョイントアップ・スクール事業
滝沢南中学校区公開研究会
- 令和 2. 2. 23 空調設備（エアコン）整備完了
2. 11. 21 新規児童用机・いす整備
3. 4. 1 特別支援学級（肢体）設置
3. 4. 1 特別支援学級（肢体）設置
3. 9. 16 児童一人一台タブレット PC 活用開始
3. 3. 25 校舎及び体育館放送設備改修完了
5. 2. 17 体育館及び職員トイレ改修工事完了
5. 11. 11 創立 150 周年記念式典挙行
5. 12. 21 校庭遊具更新

I 学校のあらまし

2 学区図



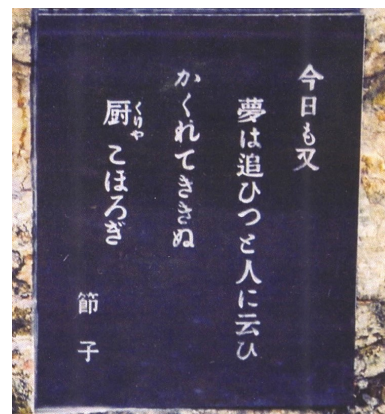
3 学区・学校について

学区は、滝沢市南部に位置し、盛岡市の西方に隣接します。学区には、JR 田沢湖線が通り、盛岡駅最寄り的大釜駅と小岩井駅があり、小岩井地区の児童は主に電車通学をしています。

学区は、大釜上・大釜南・大沢・篠木・小岩井の5地区からなります。保護者の学校教育活動への協力・参加をはじめ、子ども会育成会の活動も活発であり、5地区の自治会、老人クラブ、婦人会など、地域をあげて学校教育活動・PTA 活動への大きな協力を得ています。

篠木小学校は、1873年（明治6年）7月に開校された滝沢市で最も歴史のある学校です。当初は、清雲院を校舎として始まり、これまで4度の移転と改築を経て、現在地にあります。

1905年（明治38年）には、後の石川啄木の妻となった節子さん（堀合セツ）が、1年間の代用教員として裁縫を教えていました。平成21年には、「啄木の妻・節子の歌碑を建てる会」実行委員の方々のご尽力により、節子さんの歌碑が校門付近に建立されました。



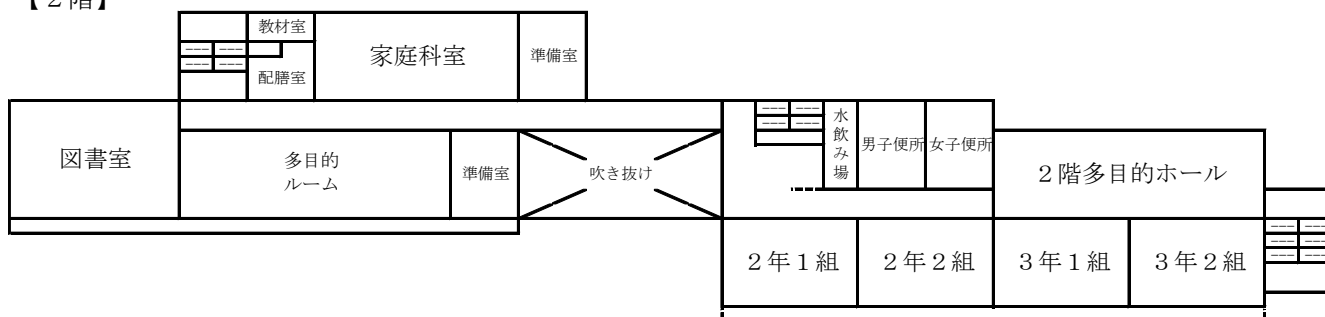
I 学校のあらまし

4 校舎図

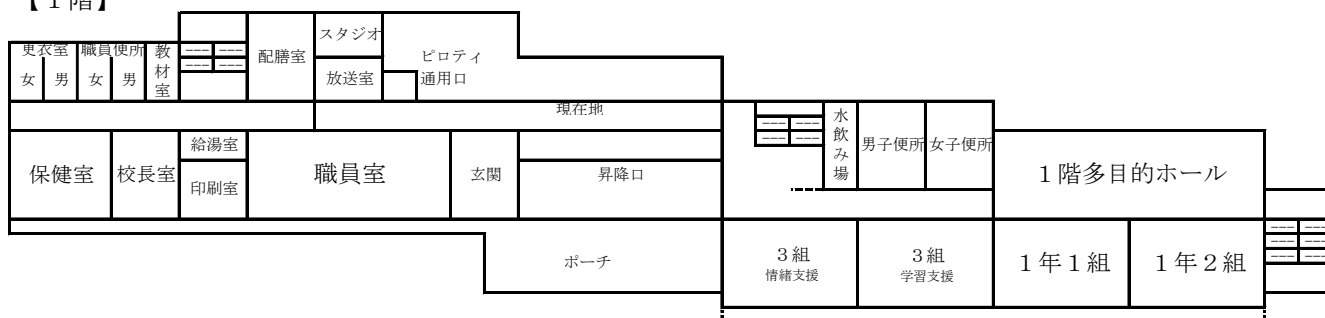
【3階】



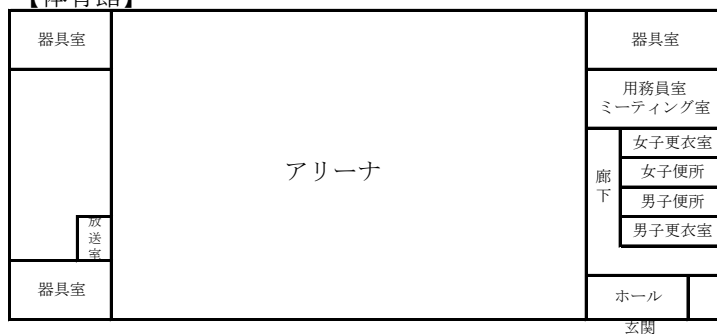
【2階】



【1階】



【体育館】



I 学校のあらまし

5 学校経営

岩手の義務教育が目指すもの

「知・徳・体」を総合的に兼ね備えた社会を創造する能力を育てる「人間形成」

篠木小学校の教育が目指すもの

学校教育目標
「あかるく かしく たくましく」

【徳】あかるく、思いやりのある子ども
【知】かしく、進んで学習する子ども
【体】たくましく、根気強い子ども

滝沢の教育が目指すもの

学校像
「正義」と「信頼」の学校

教育目標
「明るく かしく たくましい子ども」の育成

学校像

- ◇子どもたちが生き生きと楽しく学び合う学校
- ◇善悪を判断し、努力を認め喜び合える正義の学校
- ◇保護者や地域と連携、協働し共に歩む信頼の学校

子ども像

- ◇健やかな心をもつ子ども
- ◇目標を立て、あきらめずにチャレンジし続ける子ども
- ◇地域を愛し、郷土に誇りをもつ子ども

教師像

- ◇愛情をもち、子どもの個性や可能性を伸ばす教師
- ◇共に力を合わせ、創造的な教育に取り組む教師
- ◇豊かな人間性をもち、自己研鑽に努める教師

学校経営方針

- I 全教職員が積極的かつ組織的に経営に参画するとともに個性や能力・専門性を最大限に発揮し、創意と責任をもって任にあたる。【チーム篠木】
- II 安全で安心な学校として、保護者や地域と課題を共有・連携しながら、教育的で整備された環境づくりに努め、児童の安全意識の向上と実践力を育む教育活動を推進する。【子どもの命】
- III 深い児童理解を基底とした児童と教師、児童間の心の交流を大切にするとともに多様な体験を通して社会性を育み、自己肯定感・感謝の心、規範意識を醸成する教育活動を推進する。【子どもの心】
- IV 児童個々の実態を的確に把握し、授業改善や指導法の工夫、学習環境の整備を行い、学習意欲や表現する力を高めるとともに小中9年間を見通した基礎的基本的な内容の定着と習熟を図る。【学びの保障】
- V 郷土のよさを理解し大切に作る心情を育て、新しい時代を築く素地を形成するため、成長に合わせた復興、防災教育《「いきる」「かかわる」「そなえる」学習》を推進する。【人づくり】

重点1 心を耕す生徒指導

- ・たきざわ魅力学
- ・福祉・ボランティア教育
- ・異学年活動
(児童会・縦割り班)

重点2 「わかる!できる!」授業づくり

- ・ユニバーサルデザイン授業
- ・ドリル・読書タイム
- ・報われるテスト

重点3 体力向上・健康増進

- ・体育指導の充実
- ・生活リズムの確立
- ・元気体力アップ60

重点4 特別支援教育の充実

- ・校内体制・環境整備
- ・ニーズに応じた指導支援
- ・研修の充実
- ・専門機関との連携

I 学校のあらまし

滝沢市立篠木小学校

篠木っ子まなびプラン

学校では

子ども達の成長段階に応じた基礎・基本【徳・知・体】の定着について、重点を決め、教職員・児童・保護者・地域が目標を共有して、一体となって取り組みます。

あかるく

（徳）

- ①明るいあいさつ・元気な返事
- ②どの学年とも仲良く活動
- ③ともだちにやさしく・思いやりをもつ

- いつでもどこでも元気に受け答えができるようにします。
 - ・明るいあいさつ、元気な返事、ていねいな言葉づかい。
 - ・まちがった時は謝ります。
- 縦割り活動や青空集会などで、どの学年の人とも仲良く活動します。
- いじめは絶対しません。

☆「学校生活アンケート」の児童の達成度の割合 **80%以上**

かしこく

（知）

- ①しっかり学習
- ②読書のめあて達成
- ③正しく音読・正しく漢字・正しく計算

- 真剣に進んで、学習をします。
- 読書タイムは静かに本を読みます。
- 正しく漢字を書けるように、正しく計算できるように、繰り返し学習します。
- （漢字大会・計算大会 90 名以上）

☆「授業の内容が分かる」と答えた児童の割合 **80%以上**

たくましく

（体）

- ①体育授業のめあて達成
- ②さ・し・す・せ・そうじ
- ③病気の予防と規則正しい生活

- めあてを達成できるよう進んで運動します。
- みんなのために、自分のために進んで働きます。
- 「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しい生活を心がけます。

☆「体力・運動能力調査」の全国平均値以上の項目の割合 **80%以上**

家庭では

- *早起き 6 時 30 分まで
- *朝ご飯 しっかり食べます！
- *早寝 1・2 年 9：00 まで 3・4 年 9：30 まで
- 5・6 年 10：00 まで

- 家族でお互いにあいさつをします。まちがった時は謝ります。
- 家の仕事を決めて、続けます。
- 脱いだ履き物をそろえます。

- 前日に学習道具をそろえます。
- 毎日家庭学習をします。
 - 1・2 学年・・・30 分以上
 - 3・4 学年・・・40 分以上
 - 5・6 学年・・・60 分以上
- 進んで読書をします。
 - 1 学期・・・目標冊数の 40%
 - 2 学期・・・目標冊数の 80%
 - 3 学期・・・めざせ！ 100%
- 低学年は、おうちの人に音読を聞いてもらいます。中高学年は、毎日漢字や計算練習をします。

- 安全に気をつけ、歩いて登校、下校をします。
- 危険な遊びや行動をしません。
- 夕食後 3 分間、ていねいに歯みがきをします。
- テレビやゲームの時間を決めて生活します。

我が家の約束

【ゲーム・インターネットなど】

地域では

- *子ども達は地域の行事に進んで参加します。
- 地域のよさ《伝統・文化・自然・人々のつながりや絆》を子ども達に伝えます。
- *子ども達は地域の方々に進んであいさつをします。
- 地域みんなであいさつを交わします。地域ぐるみで登下校の安全を見守ります。



Ⅱ 子どものくらし

1 学校の一年

学校では教科の授業以外に、様々な行事が行われます。全校で取り組む学校行事、児童会が主体となって取り組む児童会行事、各学年が主体となる学年行事等があります。

児童は、仲間と力を合わせ、上級生・下級生の縦のつながりを大切にしながら、主体的に活動する経験を通して大きく成長していきます。

行事の実施にあたっては、保護者の皆様・地域の皆様から、多大なるご協力・ご支援をいただいています。

月	主 な 行 事
4月	始業式 入学式 交通安全教室 発育測定 健康診断（～6月） 授業参観（PTA 総会） 1年生を迎える会 避難訓練
5月	家庭訪問 スポーツテストウィーク 修学旅行（6年）
6月	プール開き 林間学校（5年）
7月	市内小学校陸上記録会 期末保護者面談 終業式
8月	始業式 夏休み作品展
9月	避難訓練 運動会
10月	学習発表会 就学時検診 市内小学校音楽発表会
11月	授業参観
12月	期末保護者面談 終業式
1月	始業式 スキー教室（高学年） 冬休み作品展 避難訓練
2月	スキー教室（中学年） 授業参観 入学説明会
3月	6年生を送る会 期末保護者面談（1～5年） 修了式 卒業式

※行事の実施時期は予定ですので、変更する場合があります。

Ⅱ 子どものくらし

2 学校の日

時 程	月	火	水	木	金	
8 : 1 0	登 校					
	朝読書	朝読書	朝読書	朝の会	朝読書	
8 : 2 0	朝 の 会			1 校時	朝の会	
8 : 3 0	1 校時			8:20~9:05	1 校時	
9 : 1 5				2 校時		
9 : 2 0	2 校時			9:10~9:55	2 校時	
1 0 : 0 5				業間	業間	
1 0 : 2 5	業 間			3 校時		
1 0 : 3 0	3 校時			10:15~11:00	3 校時	
1 1 : 1 5				4 校時		
1 1 : 2 0	4 校時			11:05~11:50	4 校時	
1 2 : 0 5	給 食			給食	給食	
1 2 : 5 5	昼 休 み			昼休み	昼休み	
1 3 : 1 5				5 校時		
1 3 : 2 0	そ う じ			13:00~13:45	そうじ	
1 3 : 3 5						1学年(金)
1 3 : 4 0				帰りの会	帰りの会	帰りの会
1 3 : 5 0	10分間ドリル学習			13:45~13:55	10分間ドリル学習	13:45~
	5 校時			下校13:55	5 校時	13:55
1 4 : 3 5						下校13:55
1 4 : 4 0	帰りの会					
1 4 : 4 5	6 校時	14:50~ 委員会 クラブ ~15:30 ~15:40	6 校時		6 校時	
1 5 : 2 5					帰りの会	
1 5 : 3 5	帰りの会		帰りの会		帰りの会	
完全下校 1 6 : 0 0 (陸上練習 1 6 : 3 0)						

Ⅱ 子どものくらし

滝沢南中学校区 生活のきまり

☆のついているきまりは中学校で特に大事になります。

－ 滝沢市立篠木小学校 －

○登下校について

- (1) 歩いて登下校をする。
- (2) 決まっている通学路を通り、交通ルールを守って登校する。
- ☆(3) 7時30分から8時10分までの間に登校する。
- ☆(4) 下校時刻を守る。(午後4時)
- (5) 自転車通学者は、交通ルールを守り、ヘルメットをしっかり着用する。
- (6) 知っている人や地域の人にあったら元気にあいさつをする。
- (7) 寄り道をしないで決まっている通学路を通して安全に帰る。
- (8) 靴はかかとをそろえて靴箱にきちんと入れる。
- (9) 欠席する場合は、連絡帳か電話で必ず連絡する。



○服装について

- ☆(1) 学習にふさわしい服装や髪型で登校する。
(運動するときは、髪を結ってくる。)
- (2) 体育のある日は、学校指定の体育着で登校する。
(半そでは短パンの中に入れる。)
- (3) 登校したら名札をつけ、下校時には名札を置いて帰る。



○あいさつについて

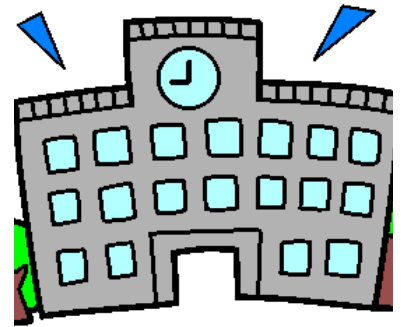
- ☆(1) 自分から先に笑顔で元気よくあいさつをする。
(家の人、地域の人、スクールガードの人、学校に来るお客様、友だち、先生へ)
- (2) 職員室に入る時は、「失礼します。」「失礼しました。」のあいさつをきちんとし、来室の目的を話してから入る。
(帽子・ジャンパー・ランドセル・手袋を入り口に置く。)

○校内での生活について

- ☆(1) 学習に不要な物やお金は持ってこない。(シャープペンシルは原則不要。)
- (2) 自分の持ち物には、必ず学年、組、名前を書く。
- (3) 忘れ物を取りに家に戻ったり、無断で校地外に出たりしない。
- (4) ランドセルや筆入れにキーホルダーはつけない。

Ⅱ 子どものくらし

- (5) 次の時間の準備をしてから行動する。
- ☆(6) チャイムの合図で席につく。
- (7) 廊下は静かに右側を歩く。
- (8) 教室移動する時には、整列して無言で移動する。
- ☆(9) さ・し・す・せ・そうじを守って掃除を行う。
(「さっと集まる」「静かに」「進んで」「せいいい」とん「そうじは15分間」)
- (10) 休み時間は、体育館か校庭・プレーコートなどで
きまりを守って遊ぶ。
(校門の近く、駐車場、プールの周り、給食車の出入り口付近では、遊ばない。)
- (11) 晴れた日は外に出て、元気に遊ぶ。
- (12) 水とうを持ってくる時は、お茶や水を入れてくる。
- ☆(13) 携帯電話・スマートフォン(スマホ)は、持ってこない。



○校外での生活について

- (1) 帰宅は市のチャイムを目安とする。(4月～9月午後5時、10月～3月午後4時)
- ☆(2) 遊びに行く時は、「だれとどこに行き、何時に帰るか」家の人に話してから出かける。(放課後、遊びに行くときはお金を持たない)
- ☆(3) 危険な遊びはしない。
＜悪い例＞ ●ナイフやライターの持ち歩き、エアガンやBB弾の撃ち合い、
危険な花火やたき火、線路・踏切の近くで遊ぶ等。
●子どもだけで、堰、池、沼、川で遊んだり、つりをしたりする。
- (4) 道路や駐車場、人の敷地内で遊ばない。
- (5) 知らない人に声を掛けられても、ついて行かない。
(電話がかかってきても、電話番号や名前を教えない。)
- (6) 用事がないのに、店には出入りしない。(万引きは絶対にしない。)
- (7) 学区外には、子どもだけで行かない。必ず大人と一緒にいく。
- (8) 自転車はヘルメットをかぶり、きまりを守って乗る。



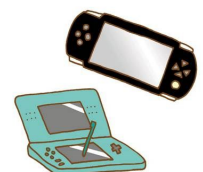
1・2年生	保護者監督のもと、家の周り
3年生以上	交通安全終了後、学区内

- (9) 学校や校庭で遊ぶときは、食べ物を持ってこない。
- (10) 電車の定期は、遊びに出かけるときは利用しない。
- ☆(11) お金の貸し借り、ゲーム・カード・CD・DVDなどの貸し借り、交換はしない。
- ☆(12) 次のところには、子どもだけでは行かない。

映画館、ボウリング場、ゲームセンター、ゲームコーナー、プール スキー場、スケート場など
--

- ☆(13) 友だちの家に泊まらない。
- ☆(14) 大人のいない家では遊ばない。
- ☆(15) パソコン・ゲーム等は、親の管理の下に行く。

*フィルタリングは必ず！



Ⅱ 子どものくらし

4 学習用具のスタンダード

※持ち物には記名をお願いします

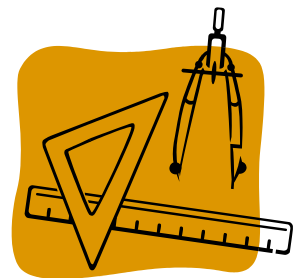
	筆入れ(シンプルな物・3年生までは箱形)				学習ノート	備考
	えんぴつ	消しゴム	ペン類	定規類		
1年	三角えんぴつ 鉛筆 正しい持ち方 重点指導	白い消しゴム 消しゴム 正しい使い方 重点指導	赤ボールペン 青ボールペン *1年生は、パス ティック可 書き方ペン ネームペン	直線の 正しい引き方 重点指導	国語・・・6→8→12マス 算数・・・10→12マス	筆箱 下敷き(透明) 連絡帳 (連絡袋) 絵本袋 道具袋 机引き出し
2年	えんぴつ		○枠線の色は、 全学年統一。 ・問題→鉛筆 ・学習課題→青 ・まとめ→赤 ※必要に応じて、 適宜使用する。	平定規 三角定規 ○平定規を使っ て、直線や枠線 を引くことがで るようになる。	国語・・・12→15マス 算数・・・12→15マス ひとり勉強ノート	連絡帳の 書き方 絵本袋の 使い方 重点指導
3年	○3年生までは 2BかBの鉛筆 を使用。 ○削った鉛筆を 5本準備しておく。 ○鉛筆の長さは、 8cm以上のもの を使うこと。短く なったものは、 新しいものに変 え、短くなったも のは家で使用する。 ○4年生からは BかHBの鉛筆 使用可。	○ニオイ付き消 しゴムなどは使 用しない。(色は 白) ○消す場合は、 左手で紙を押さ え、消す箇所を 小刻みに擦りな がら消す。 ○削りかすは、 机上にまとめて おき、授業後に まとめて、ゴミ箱 に捨てる。		コンパス	4教科・・・5～12mm方眼 漢字練習ノート ひとり勉強ノート *学年でそろえる。	
4年				分度器		
5・6年					4教科・・・5～12mm方眼 *縦罫線も使用 漢字練習ノート ひとり勉強ノート *学年でそろえる。	

ノートの使い方6か条

- ① 授業の日時を書く。(例: ○月○日, ○/○)
- ② 学習のめあて(課題), まとめを書く。
めあて→青ペンで囲む。 まとめ→赤ペンで囲む。
- ③ 落書きはしない。
- ④ 大きな字でいねいに書く。マス目からはみ出さない。
- ⑤ 間隔をあげない。ノートを飛ばさない。4行以上あげない。
- ⑥ プリント類は、ノートに貼ることを原則とする。

机上6点セット

- ① 削ってある鉛筆
- ② 消しゴム(白)
- ③ 赤ペン(赤鉛筆)
- ④ 青ペン(青鉛筆)
- ⑤ 下敷き(とうめい)
- ⑥ 平定規
*2年生以上



* ランドセルを6年間大切に使用する。
* 中ズックは、ハイクットでない
底が白またはゴム色の物を使用する。

Ⅲ 学区の安全

1 登下校の約束

- 右側を歩く。（走らない）
- 1～2列で歩く。
- どうしても、前の人を追い越すときは1列で、なるべく車道にはみ出さないようにする。
- スクールガードさんや地域の人などに元気にあいさつをする。
（横断歩道で止まってくれた車に会釈する。）
- 道路上で、立ち止まって話したり、ランドセルの中身を広げたりしない。

《夏》

- ・あぜ道を通らない。
- ・用水路で遊ばない。

《冬》

- ・雪山に登らない。
- ・雪玉、氷を投げない。

2 自転車通学について

本校では遠距離通学の児童に対し、自転車通学を認めていますが、児童の安全に配慮するために、以下の条件としています。

- (1) 条件
 - ア 通学距離が2 km以上ある児童（小岩井地区は駅から1. 3 km以上）
 - イ 4年生以上
 - ウ 安全に留意している児童
 - ① 車体が身体にあっており、常に整備されている。
 - ② 通学路が明確である。
 - ③ 交通ルールを守り、常に安全に気を配り、ヘルメットを着用している。
 - ④ 自転車点検表に点検の結果を記入して提出している。
 - エ 保護者から申請のあった児童（申請書は4月初めに配付します）
- (2) 期間 交通安全教室終了後から道路の着雪・凍結がみられるまでとする。
- (3) その他
 - ア 天候に留意し悪天候の時は利用させない。
 - イ 自転車置き場は、登校から下校までの使用とし、夜間は使用しない。
 - ウ 自転車通学証を携帯し、ステッカーとヘルメットの着用を義務づける。
 - エ 自転車通学の開始にあたっては、「自転車通学はじめの会」を行い、交通ルールの確認を行う。
 - オ 県道から学校側に入ったら（プールの角を曲がったら）、自転車を降り、歩道を歩くこととする。

3 自転車利用のルールについて

安全確保のために、ご家庭でのご指導をお願いします。

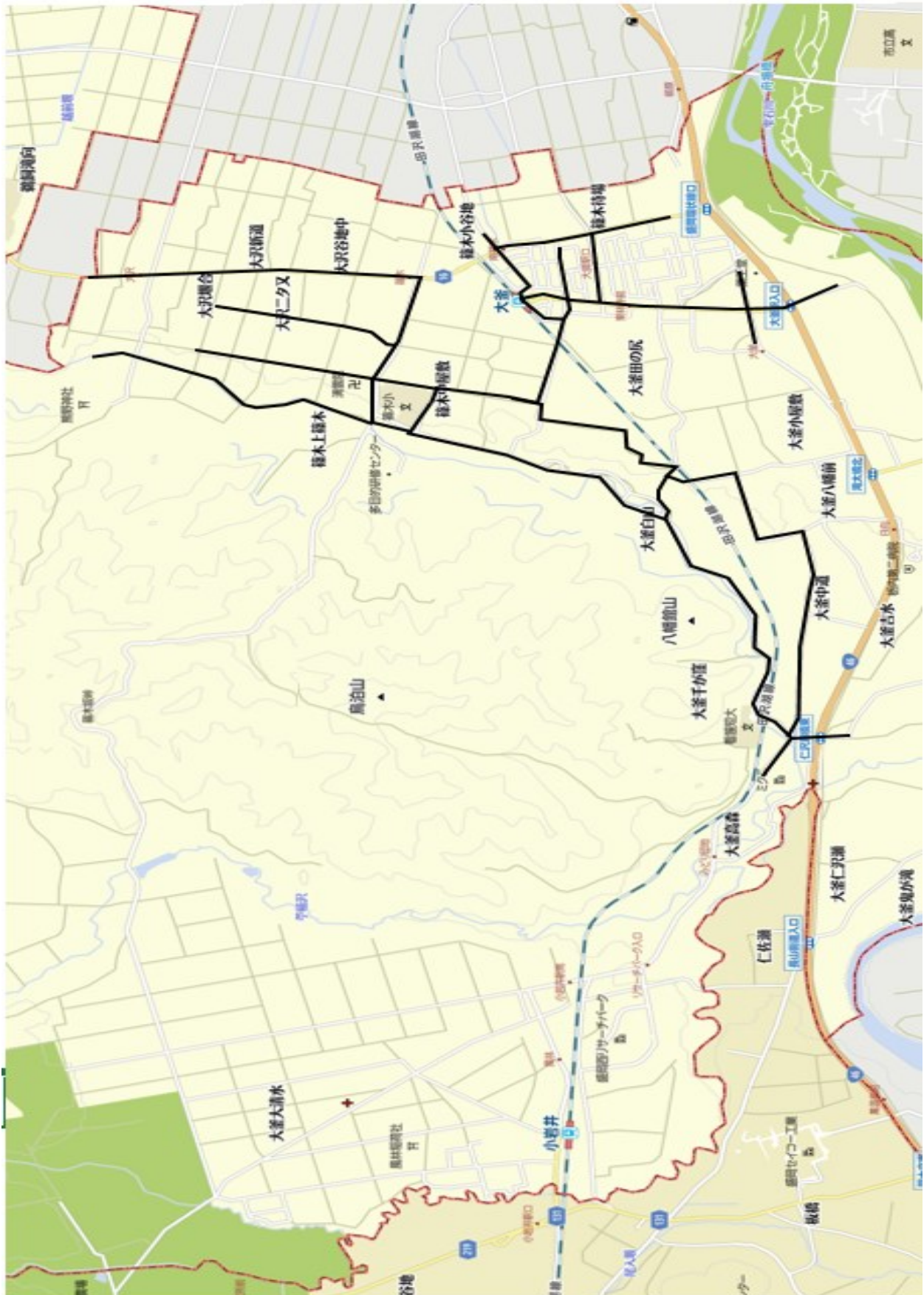


- (1) 1・2年生は、保護者監督のもと、家の周りの自動車の通行の少ない路地で使用させる（ヘルメット着用）。
- (2) 3年生以上は、学区内。ヘルメットを着用する。
- (3) 夜間5時以降・降雨時・冬季（着雪時→交通安全教室まで）は利用しない。
- (4) 自転車整備表を配布し、家庭での安全点検を呼びかける。
- (5) 交通ルールを守り、安全確認を必ず行い、安全に止まれるスピードで走行するよう指導する。

Ⅲ 学区の安全

4 主な通学路

※太線の箇所が主な通学路です

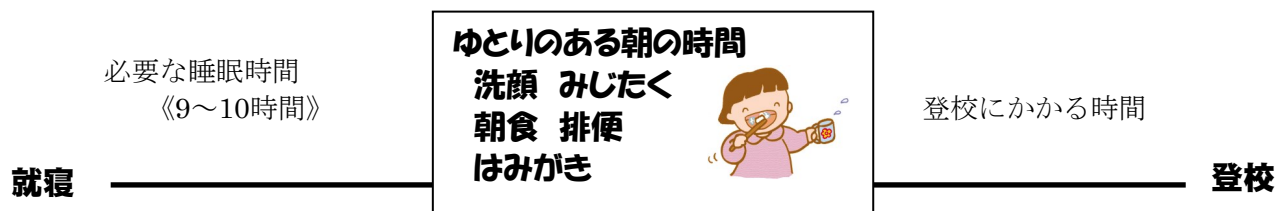


IV 学校生活ガイド

1 学校生活を健康で楽しく過ごすために（保健関係）

（1）基本的な生活習慣をつけましょう

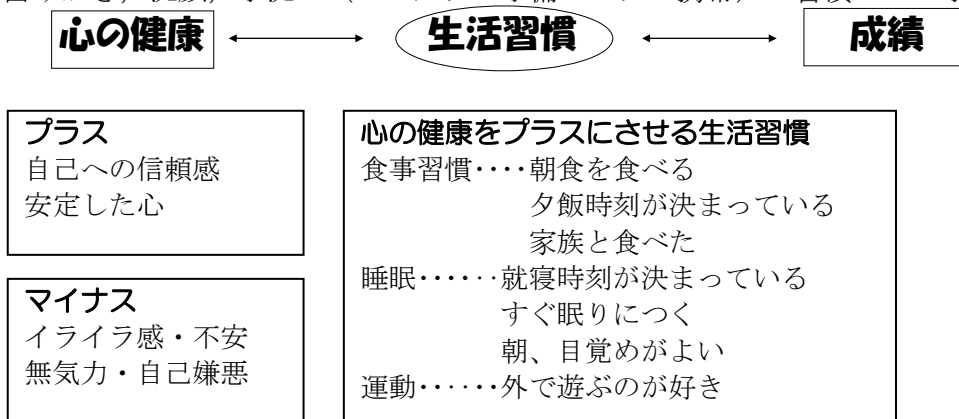
新入生の中には、慣れない小学校生活の疲れと緊張感から、体調を崩す子もみられます。毎日の学校生活を元気に、また衛生的に過ごせるように基本的な生活習慣について、ご家庭でも定着に向けての取り組みをお願いいたします。



快眠・快食・快便でリズムある生活を送るようにしましょう。

早寝早起き（十分な時間の確保）、朝食（体が温まり元気になり、脳のエネルギー補給）、排便
身の回りを清潔に保つ心地よさを体験させてください。

・歯みがき、洗顔、手洗い（ハンカチ・予備マスクの携帯）の習慣 ・手足のつめ、耳の清潔



（2）登校前の健康観察をお願いいたします

朝お子さまの様子を観察し、いつもと様子が違うと思われた時は、体温を測るなどして適切な処置をお願いいたします。疲れや精神的なもので体調を悪くする場合がありますので、スキンシップを図りながら十分にお話を聞いてください。調子の悪い場合は無理をさせず、ゆっくりと休養させてください。

〈おもな学校感染症〉

下記のような感染症にかかった場合は、学校保健安全法に基き「出席停止」の措置をとることになります。医師から診断を受けた場合は必ず学校に連絡ください。欠席扱いになりませんので、医師の指示にしたがい、十分に休養させてください。

- ・インフルエンザ ・麻疹（はしか） ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・風疹（三日はしか）
- ・水痘（みずぼうそう） ・咽頭結膜熱（プール熱） ・結核 ・百日咳 ・流行性角結膜炎
- ・手足口病 ・溶連菌感染症 ・伝染性紅斑（リンゴ病） ・マイコプラズマ肺炎
- ・感染性胃腸炎 ・新型コロナ ・その他

Ⅳ 学校生活ガイド

(3) 学校での応急処置・休養について

学校でけがをした場合に応急処置を行ったり、体調を悪くした場合に休養をとらせたりします。内服薬の服用や家庭でのけがの治療、継続した治療は原則として行っておりませんので、ご理解をお願いいたします。

また、けが等で直ちに医療機関での受診が必要と判断した場合や、体調不良で授業の継続が困難と判断した場合等（原則1時間の休養まで）は、ご家庭へ連絡いたします。緊急時の連絡先について保健調査票にご記入する欄がありますので、ご記入をおねがいたします。変更があった場合は速やかにご連絡くださるようお願いいたします。

安全上の観点より、ご家族の方のお迎えをお願いしております。

(4) 学校でのけがについての保険

(今年度篠木小学校で全員加入していただいた制度は以下の3つです。)

種類	学校管理下でけが等をした場合（登下校を含む）		管理下外（PTA行事）の負傷
	①日本スポーツ振興センター	②県学校安全互助会	③県PTA連合会共済
制度の内容	医療費：窓口で1,500円以上支払った場合(医療点数500点以上)、柔道整復師は5,000円以上に適用 障害・死亡見舞金	入院：5日以上入院に 1日1,300円 通院：7日以上通院に 1日500円 死亡・障害見舞金・供花料	全治(通院期間)8日以上で2回以上の通院で適応 (通院・入院・後遺症・死亡見舞金) 児童：在宅、外出、PTAや子ども会行事での事故 父母：PTA行事での事故
掛金	460円	200円	600円

●①②③は、生活保護、準要保護を受けているご家庭には、掛け金の免除制度があります。

●PTA総会で加入を確認いただきましたら、4月集金で掛け金をいただきます。

(5) 健康診断について

様々な健康診断が予定(4月～6月)されていますが、問診票などの提出物や服装など、そのつど保健だより等でお知らせいたしますので、ご協力をお願いいたします。お子さまの心や体の健康について気になることがありましたら、遠慮なくご相談ください。(入学の時に保健調査票を配布しますので、それにご記入いただいても結構です。)

(6) 服の貸し出しについて

保健室に、学校指定の運動着等貸し出し用が若干あります。(汚れた際の着替え用)
使用された場合は、洗濯をして早めにお返ししていただきますようお願いいたします。

Ⅳ 学校生活ガイド

2 入学にあたって

もうすぐ１年生！
～入学の心得～

しつけについて

◎規則正しい生活習慣を身に付けさせてください。（以下常体で記載）

- (1) 早寝早起き
（午後８時３０分～午後９時には就寝。睡眠時間１０時間以上が理想）
- (2) 毎朝できるだけ用便をすませる。
- (3) 姿勢に気をつける。（机に向かう姿勢・食事の時の姿勢）
- (4) 食事が上手にできるようにする。
 - ・食事の前の手洗い。
 - ・箸の正しい持ち方。
 - ・好き嫌いを少なく。（苦手なものでも一口は口にさせる）
 - ・こぼさずに食べる。（こぼしたものを自分で拭いたり、片付けたりできる）
 - ・２０～３０分くらいで食べ終わることができる。（学校の給食時間は２０分）
- (5) あいさつや返事を誰にでもはっきり言うことができる。（返事は「はい」）
- (6) 正しい言葉遣いができる。
（単語だけの会話にならないように、「～です。」「～ます。」と語尾まではっきり話す）
- (7) 誰とでも仲良く遊ぶことができる。
（友だちと仲良く遊べるということは最も大切なことの一つ）
- (8) 身だしなみ、洗面、用便の後始末が自分でできる。
- (9) 持ち物の後始末がきちんとできる。
 - ・自分の物と他人の物との区別ができる。
 - ・衣服や履き物の後始末ができる。



学習について

◎できるようになったことは大いに褒める。

- (1) ひらがなで書いた自分の名前を見つけることができる。
- (2) ひらがなで自分の名前を書くことができる。（正しい筆順で）
- (3) 鉛筆を正しく持って書くことができる。（鉛筆の芯の硬さは２ＢかＢが適当）
- (4) 喜んで自由に絵を描くことができる。
- (5) 相手の目を見てしっかり話を聞くことができる。
 - ・授業中、話を聞くという活動は、すべての学習の基本。

安全について

◎交通規則を守り、安全に通学できるように習慣付ける。

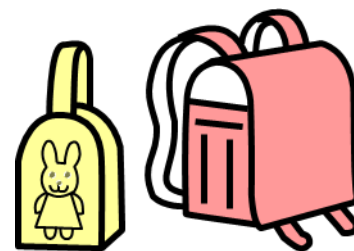
- (1) 決められた通学路を安全に歩けるようになるまで、一緒に歩いて練習する。
- (2) 通学時間がどのくらいかかるか歩いて確かめる。
- (3) 道路の横断のし方、右側通行、信号の見方、踏切の渡り方等を子ども一人でも正しく判断し、行動できるようにするまで歩きながら教える。
- (4) 電車や駅構内でのマナーや安全について、親子で何度か乗車し、確かめる。

Ⅳ 学校生活ガイド

学用品の準備について

◎次のものは、家庭で準備してください。

- (1) ランドセル、ズック袋
- (2) 筆箱（絵がなく飾りの少ない、箱形のもの）
- (3) 中ズック（底の白いもの）
- (4) 布製の本袋（青バッグと同じくらいの大きさのもの）
- (5) 給食用マスク（毎日使用）
- (6) 巾着袋（給食用帽子・マスクを入れます）
- (7) ハンカチ（毎日交換）
- (8) ティッシュペーパー（毎日使用）



※消しゴム・下敷き・給食用帽子は新入生用品に入っています。

- (9) 体育着

・販売業者

株式会社 工藤ふとん店

住所；滝沢市鵜飼笹森5-34

電話；019-684-3125

・価格（税込み）

	120～130	140～150	S～LL	3L～4L	5L～
長袖	4,895 円	5,225 円	5,445 円	5,645 円	5,863 円
長ズボン	4,070 円	4,290 円	4,620 円	4,950 円	5,280 円
ハーフパンツ	2,585 円	2,805 円	3,080 円	3,278 円	3,520 円
半袖（白色）	2,520 円	2,620 円	2,750 円	2,850 円	3,300 円
半袖（紺色）	3,080 円	3,245 円	3,410 円	3,610 円	3,630 円

*運動会等の大きな行事の際は、白色の半袖で統一します。

◎入学式に持ってきていただく物

- (1) ランドセル・・・教科書を当日配付します。
- (2) 中ズック・ズック袋
- (3) 黄色い帽子・・・かぶって登校 ※通学時の下校コースのリボンもお持ちください。
- (4) お道具箱・・・購入した新入生用品のうち、次の物をの中に入れてきてください。
○クレヨン ○色鉛筆 ○はさみ ○のり ○ネームペン
- (5) お道具袋（青バッグ）・・・購入した新入生用品のうち、次の物をの中に入れてきてください。
○とびなわ（お子さんが使えるよう長さを調節してください）
○赤白ぼうし
- (6) 粘土（粘土ペラと一緒に粘土ケースに入れて）と粘土板（工作マット）
- (7) 算数ボックス（中身一つ一つに名前シールを付けてください）
- (8) たんけんバッグ

※お原直し

- ・新入生用品は包装を取ってから学校に持ってきてください。
- ・新入生用品のうち、連絡帳、連絡袋、ノート（国語・算数・自由帳）、鉛筆、消しゴム（においのない白いもの）、給食用の帽子は、入学式の日を持ってこなくてよろしいです。
- ・持ち物全部に記名してください。

Ⅳ 学校生活ガイド

3 スタートカリキュラム

(1) 小学校入門期の指導計画（スタートカリキュラム）の基本的な考え方

① スタートカリキュラムの実施時期

学校生活に適應できるようにするための時期ととらえ、活動の場や人とのかかわり、学校生活の動きやきまりの習得を学級という身近なところから学校全体に広げていけるように段階的に実施。

段階	時期	内容	主な行事等
なじむ段階	入学後 2 週間	- 学校生活の基本的なきまりや流れを知る。 - 身近な教職員や同じクラスの友だちになじむ。 - 身近な施設・設備のある場所や使い方を知る。	入学式 発育測定 給食開始 交通安全教室
広げる段階	入学後 3 週目 ～ 5 月	- 学校全体のきまりや動きを知る。 - いろいろな教職員や友だちとかかわる。 - 学校全体の施設・設備のある場所や使い方を知る。 - 行事や集会など全校での活動を楽しむ。	1 年生を迎える会 家庭訪問 青空集会（児童会）

② 学習活動

- 身体的な活動や遊びを中心とした活動など、幼稚園や保育所の学び方の特性を取り入れる。
- 生活科を中核に行事や他教科を合科・関連付けた総合的な学習活動にする。
- きまりやルール、施設の使い方などの適應指導は、実際の場所で具体的に繰り返し行う。
- 同級生、2年生、6年生、養護教諭等さまざまな人とのかかわりがもてるような活動を取り入れる。
- 名前を呼ばれたら、返事を「はい」とする。
- 授業の時や先生に対して、「です」「ます」で話すことを指導し、実際に練習してみる。

③ 特に配慮する事項

- 保護者及び幼稚園・保育所指導者の心配な事項として多かった「給食について」「トイレの使い方」「登下校の安全」「友だちづくり」については、特に十分に時間を確保し、ていねいな指導を心がける。

④ 下校の仕方

- 入学式後の2～5日目までは、下校グループ別に担任や支援員、担外等と一緒に歩く。
- 6日目から4月末までは、学年で玄関前に下校コースごとに整列させ、コース別にスクールガード等と一緒に下校する。（4月末～GW明けまで第一條木なかよしの指導員が対象児を引率）
- 5月からは、学級で教室または廊下に下校コース別に整列した後下校。（状況に応じて、学年で玄関前に整列後下校）

IV 学校生活ガイド

スタートカリキュラム（学習例）

	主 な 学 習						下校
	1 校時	2 校時	3 校時	4 校時	給食	5 校時	
1 日目		行事 入学式	特活 返事の仕方 担任の名前				11 : 30
2 日目	特活 立ち方、挨拶 道具の出し入れ	生活 学校の施設 トイレ、靴箱 水飲み場等	道徳 登下校の安全 〈帰りの準備〉 手紙の折り方 連絡袋の使い方				12 : 10
3 日目	国語 (話す・聞く) 自分の名前 先生の名前 友だちの名前	図工 自分の好きな 絵をかこう クレパスの使 い方	生活 学校めぐり 学校の施設 いろいろな教室				12 : 10
4 日目	行事 身体測定	体育 校庭の使い方 校庭のきまり 遊具の使い方 並び方	特活 給食指導 準備の仕方				12 : 10
5 日目	交通安全教室(1・2年) 正しい道路や歩道の歩き方 正しい横断歩道の渡り方		音楽 楽しく歌おう 1年生を迎え る会の歌等	簡単給食① パン 牛乳 デザート			12 : 15
6 日目	国語 (書く) 自分の名前 先生の名前 友だちの名前	鉄道安全教室 正しい電車の乗り方 正しい踏切の渡り方 踏切注意のDVD鑑賞		簡単給食② パン 牛乳 デザート			12 : 15
7 日目	国語 「はる」 ひらがな	算数 なかまづくり	音楽 楽しく歌おう 1年生を迎え る会の歌等	国語 読み聞かせ	普通 給食	生活 友だちづくり 時間割	13 : 55
8 日目	国語 「はる」 ひらがな	図工 自分の好きな 絵をかこう	算数 なかまづくり	生活 友だちづくり 時間割	普通 給食	体育 体づくりの運 動	13 : 55

2日目～5日目までは、下校指導を行う。

※下校13:55は木曜日時程
を想定したもの

IV 学校生活ガイド

4 教育全般の相談

(1) 学校での教育相談

子どもたちは、日々成長します。その成長過程で、様々な問題が発生したり、人との関わりで悩みをもったりすることは当然のことです。そのため、学校では教育相談を大事にします。

ア 担任による日常の教育相談

*学級担任は、児童一人一人とふれあう機会を意図的につくり、相談にのります。

イ 保護者との連携

*子どもたちの健やかな成長を一緒に考えるために、次のような取組を行います。

- | | | |
|-------|-------|-----------|
| ○家庭訪問 | ○授業参観 | ○学年・学級懇談会 |
| ○個人面談 | ○期末面談 | |

(2) スクールカウンセラー

滝沢市教育委員会の委嘱を受けたカウンセラーが来校（主に木曜日）します。児童の様子を見ていただいたり、お話を聞いていただいたりしています。

保護者の方々からの相談にも応じていますので、ご希望の場合は学校へご連絡ください。

(3) その他の相談機関

① 滝沢市すこやかテレフォン

019-687-3866（滝沢市教育委員会）

② ふれあい電話

0198-27-2331（岩手県立総合教育センター）

③ すこやかメール相談（まなびネットいわて）

kosodatem@pref.iwate.jp

④ 24時間子供 SOS ダイヤル（いじめの相談）0120-0-78310

メール相談アドレス fureai@pref.iwate.jp

県内ダイヤル（有料）019-623-7830



Ⅳ 学校生活ガイド

5 いじめの相談

(1) 学校での教育相談

ア 基本的な考え方

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域および関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要です。また、いじめの問題の解決には、児童生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切です。

こうした中、本校は、学校教育目標に掲げる「明るく、思いやりのある子ども」を育てることにより、いじめを生まない環境を築くとともに、すべての児童が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。

イ いじめ防止の方針

(ア) いじめの防止のため

＊「篠木小学校いじめ防止基本方針」（本校ホームページに掲載）に則り、すべての児童に「いじめは絶対に許されない」という大人の毅然とした態度を見せます。

(イ) いじめの早期発見のため

＊日常観察により些細な変化を見逃さず、的確に関りを持ちます。

＊定期的なアンケート調査（児童：6月、11月、2月 保護者：11月）を実施し、早期対応につなげます。

(ウ) いじめへの対処

＊詳細を確認し、組織的に対応・指導します。

(エ) 家庭や地域、関係機関との連携

＊学校の方針等について家庭・地域に周知します。

＊関係機関（警察、民生児童委員、医療、行政等）と共同体制に努めます。

ウ いじめ発生時の対応

(ア) いじめ発見・通報

＊聞き取りを行い、正確な実態把握を行います。

＊生徒指導委員会を開きます。

(イ) 指導・支援体制を組む

＊ケース会議で確認後、指導・支援体制、役割分担、指導レベル等を決めます。

【指導レベル】

A 子ども同士での解決が見込まれ、教師が見守る姿勢で対処するレベル

B 教師が介入し、当事者への指導によって解決が図られるレベル

C 教師の指導後にも十分な配慮を要し、さらに継続的な介入、指導が求められるレベル

D 行為が悪質であり、重大事態になりうるレベル

(ウ) 児童へ指導・支援等の対応

＊生徒指導委員会で決めた体制のもとで、児童への指導・支援を行います。

＊電話や家庭訪問等により、保護者との連携方法について確認します。

(エ) 事後指導

＊継続して注意を払い、必要な支援を行います。

IV 学校生活ガイド

6 災害時の対応と連絡方法

地震や台風、大雪などの自然災害、不審者、熊等の出没や火災、学校での事故等、異常事態が発生した場合は、その状況を把握し、関係諸機関との連携を図りながら対応するとともに、できる限り速やかに保護者の方に連絡をとります。

異常事態発生

(地震、台風、大雪、不審者、熊等の出没、火災・・・)

登校前

休校や登校時刻を遅らせる場合は、午前6：30をめぐりにメール配信にて連絡します。

台風等、前日に判断するなど、早めに連絡する場合があります。

※電車の運休等については、情報が入り次第メール配信にて、移動手段等について連絡します。

下校時

1 対応

(1) 職員が同伴し、集団で下校します。

*家に大人がいない等の場合は、学校に留め置く場合もあります。

(2) 全校児童を学校内に留め置き、お迎えをお願いして保護者に引き渡します。

ア お迎えをお願いするとき

① 早く下校することで安全を確保したいとき・・・台風接近等

② 通学路の安全が確認できないとき・・・洪水、地震、熊などの出没等

③ 一人で家に置くことが心配なとき・・・地震、洪水、台風等

イ 連絡方法

メール配信にて、お迎えの際の留意事項等も含め連絡します。

(登録していないご家庭には電話にて連絡)

ウ 気をつけていただきたいこと

* 保護者は、教室まで迎えに来て、子どもを連れて帰ります。

* 迎えが遅くなる場合は、学校へ連絡をお願いします。

* 原則、保護者や家族親族の方以外へは引き渡しはできません。

(引き渡しカードを利用)



Ⅳ 学校生活ガイド

7 篠木小学校連絡網メールの登録について

利用者登録の手順

《登録にあたって》

- ◆携帯電話・スマートフォン・パソコン等、連絡が取りやすい端末のメールアドレスをご登録ください。（各家庭5台までの登録が可能です。）
- ◆保護者の方は、登録を始める前に、クラスと出席番号をご確認ください。
- ◆登録されたメールアドレスは学校側では見ることができません。
- ◆ドメイン指定受信の設定をしている方は「g-renraku.jp」を指定受信に追加してください。

《登録》

Step 1 : 空メール送信～登録用メールの受信

滝沢市立篠木小学校 登録専用アドレス：『 e-sinogi@g-renraku.jp 』



携帯電話、スマートフォンで QR コードを読み込んで空メールを送信するか、上記の登録専用アドレスを直接入力し、空メールを送信してください。

※ iPhone の標準メールアプリでは、送信ボタンが押せない場合、本文に空白を入れてください。

※注意！空メールを送る際は、件名には何も入れずに送信してください。

（登録済みの方は、上記の手順で空メールを送信すると、マイページのログイン URL が届きます。）

**※空メールを送信しても登録用メールが届かない場合は、
下記の設定を行ってから、再度、空メールを送信してください。**

※詳しくはご利用の携帯電話会社のホームページをご覧ください。

↓こちらを指定受信に設定してください。

g-renraku.jp

（ジ・ー・ハイフン・アール・イー・エヌ・アール・イー・ケー・ユー・ドット・ジェイ・ピー）

IV 学校生活ガイド

Step 2 : 必要事項入力

- ①間もなく登録用メール「件名：学校連絡網への登録はこちらから！」が届きます。メール本文に記載されている URL (https://～) に接続してください。
- ②利用規約をお読み頂き、「同意する」を押したら、必要事項を入力してください

利用者氏名	利用者の氏名です。※ニックネームはご遠慮ください。
フリガナ	利用者氏名のフリガナを入力してください。（ひらがなでの入力も可）
区分	「保護者」、「職員」、「地域・その他」の中から該当するものを選んでください。
児童名 クラス 番号	児童氏名、クラス、番号を入力してください。 （※保護者の方の場合、登録可能なお子さんは最大 6 人です。）
登録端末数	ご家庭で何台目の登録かを選択してください。 （1 家庭につき最大 5 台まで）
パスワード	8 ～ 16 文字の半角英数字で入力してください。 登録完了後、受信履歴や登録情報を確認できるマイページのパスワードです。※確認用を含め 2 ヶ所入力してください。

- ③入力が終わったら、「確認」ボタンを押してください。
- ④修正箇所がなければ、内容を確認して「登録」ボタンを押してください。
※修正箇所がある場合は、エラーメッセージが表示されますので、修正後再度「確認」ボタンを押してください。
- ⑤登録作業は以上で終了です！

Step 3 : 承認～マイページの確認

- ①登録した内容が学校に承認されると、登録完了メールが届きます。承認には数日かかることがあります。※数日経過しても登録完了メールが届かない場合は、学校までお問合せください。
- ②登録完了メールに記載されているマイページの URL(https://～) に接続して、設定したパスワードでのログインをご確認ください。

《マイページでできること》

- (1)連絡網メールの履歴の閲覧
- (2)メール受信セルフチェック
- (3)登録メールアドレスの変更
- (4)兄弟姉妹の追加登録(保護者のみ)
- (5)所属グループの変更
- (6)パスワードの変更

注意！) 登録された内容によっては、却下通知メールが届くことがあります。
却下通知メールに記載されている理由を読み、表面の Step1 から再度、操作をして下さい。

《問合せ》

システムへのお問合せ ⇒ <https://g-renraku.com/support/inquiry2/>



←お問合せ用 QR コード（登録用ではありません。）
※登録は表面の QR コードです。

Ⅳ 学校生活ガイド

8 校地周辺の自家用車の通行について

本校では、「たくましい」子どもの育成のために、歩いて登下校させることをご家庭にお願いしています。しかしながら、ご家庭で事情がある日、悪天候など、やむを得ずお子さんの送迎をなさる場合は、人身事故や車どうしの事故を防ぐため、また、近隣へのご迷惑にならないよう、以下のことにご協力願います。

(1) 一方通行のご協力

- ① 原則として、次ページの「学校周辺図」のように左回りの一方通行をお願いします。
- ② 小岩井方面に戻る際は校舎を出て右折するのではなく、校門を背にして左折し、さらに左折・左折（次ページの図参照）して下さるようお願いいたします。

(2) 学校周辺への駐車は絶対にご遠慮願います

＊やむを得ず停車する場合は、混雑して接触等がないよう校門の手前、東向きに停車（次ページの図の矢印の向き）するようお願いいたします。

＊学校の西側道路への駐停車は、他車の通行の妨げになりますので、ご遠慮願います。

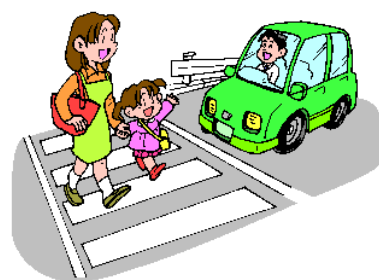
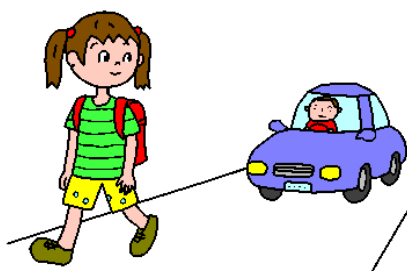
(3) 登下校時の校地内への乗り入れは、児童の安全確保のために原則としてご遠慮願います。

(4) 安全を確認してから、十分注意して左ドアから降車するようご指導願います。

(5) 怪我をして歩けないなど、やむを得ず校地内に乗り入れる場合は、十分に徐行してください。

【参観日等での駐車について】

校舎脇のプレイコートや校庭に駐車場を準備しますが、上記（５）同様に十分に徐行して出入りしてくださるようお願いいたします。



IV 学校生活ガイド

学校周辺図



Ⅳ 学校生活ガイド

9 給食について

(給食センターから)

(1) 給食の実施について

- ① 週5日の完全給食で、滝沢市給食センターで作られています。
*主食は、米飯(週4.5回)または、パン(週0.5回※偶数週の金曜日)です。
- ② 給食費は、原則として口座振替となっています。
*年間給食回数は、175回です。(1食:272円 年間:47,600円)

(2) 食物アレルギーの対応について

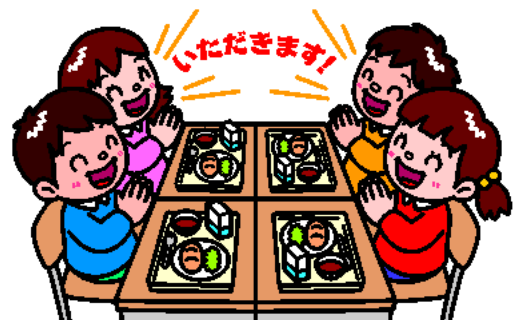
- ① 滝沢市給食センターでは、代替のアレルギー食の実施は行っていません。
*事前に申し出のあったアレルギーのある児童には、献立のアレルギー対応表を配付しています。
*必要な場合には、ご家庭で代替食をご準備ください。
- ② 本校では毎年、アレルギーに関する調査を行っています。
*「アレルギー調査票」への記入・提出をお願いします。

(3) 給食の停止と返金について

- ① 連続して長期欠席の場合、申し出により、給食を停止できることがあります。
*連続して5日以上欠食となる場合、早めに学校(担任)へ連絡してください。
- ② 学校から給食センターへ届出があってから3日後より給食を停止します。
*申し出により給食を停止した時、停止期間の給食費はいったんお支払いいただき、年度末に再計算のうえ、お返しいたします。

(4) 給食の用意について

- ① 給食当番用白衣・帽子は、原則として金曜日に持ち帰り、洗濯・アイロンをして、月曜日に持ってきます。
- ② 巾着袋には、給食用帽子・マスクを入れます。



Ⅳ 学校生活ガイド

10 転入・転出の手続き

(1) 転入に必要な手続き

- ① 前住所で転出手続きをした際に交付される「転出証明書」もしくは「転出証明書に準ずる証明書」を持参し、滝沢市役所市民課において転入手続きを行ってください。
- ② 市役所3階の教育委員会で、転入の申し出をしてください。滝沢市の新しい住所から、通学する学校を指定され、「学齢児童生徒異動通知書」が交付されます。
- ③ 学校へ連絡し、来校してください。その際に前の学校から交付された「在学証明書」「教科用図書給与証明書」等を持参してください。
- ④ 学校では、必要な書類をお渡しし、学校全般について説明します。
*長期休業中や年度末の場合、新しい学級、担任については、最初に登校した日のお知らせになる場合もあります。
- ⑤ 最初の登校日は、なるべく保護者も一緒に付き添い願います。

(2) 転出に必要な手続き

- ① 転出することが決まり次第、学級担任へ「いつ」「引っ越し先」等をお申し出ください。また、転出の手続きに来校する日時をお知らせください。
- ② 学校から「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を交付します。
(これらは、新しい学校に提出してください)
*新しい学校では「教科用図書給与証明書」に基づき、使用教科書が異なる場合は、無償で新しい教科書を手配し児童へ配付します。ただし、同じ教科書はそのまま引き続き使用しますので、新たに配付になりません。現在使用している教科書は捨てずに持って行ってください。
*滝沢市内への学校への転校の場合、使用している教科書は同じですので、現在の教科書を引き続き使用します。
- ③ 滝沢市役所 市民課において転出の手続きを行ってください。

(3) その他

学区外通学（現在の居住地から、滝沢市内・市外に引っ越した場合）や、特別な事情が認められる場合、必要な申請を行うことによって、学区外通学（転校せずに、そのまま篠木小学校へ通学すること）が認められる場合があります。

学年や事情によって異なりますので、学区外通学を希望する場合は、教育委員会へお問い合わせください。

Ⅳ 学校生活ガイド

1 1 学校集金について

学級諸活動に必要な経費として、家庭から学年費・教材費・活動費等の集金を行っています。

(1) 集金方法について

令和2年度より学校集金の集金方法を、ゆうちょ銀行口座からの自動払込としています。

(2) 自動払込について

ア 導入の目的

- ① 現金集金によるリスクの軽減
*お金の紛失、おつりのトラブル
- ② 保護者が現金を準備する手間を省く
- ③ 集金事務の効率化と、業務軽減による指導時間の確保

イ 自動払込により生じる負担

- ① 引き落とし手数料（1回10円）の負担
- ② ゆうちょ銀行口座の開設（ゆうちょ銀行口座をもっていない場合）
- ③ 自動払込利用申込書の作成

ウ 「ゆうちょ銀行」を利用する理由

- ① 引き落とし手数料（保護者負担）が1件あたり10円と安い
*児童一人につき1件10円
- ② 万一、残高不足等で引き落とし不能となった場合、手数料負担なし
- ③ 児童の多数が進学する予定の滝沢南中学校で導入されているため、進学時に口座を開設する手間がかからない

エ 口座登録の流れ等

- ① 自動払込利用申込書の作成及び提出（保護者→学校）・・・2月中旬（新入生）
- ② 口座の確認及びシステムの整合性テスト（ゆうちょ銀行）・・・3月上旬から中旬
- ③ 転入生については随時口座登録を行う
- ④ 口座変更の場合は、担任を通じて学校へ申出、自動払込利用申出書を作成・提出

(3) 集金項目

学年費、教材費、その他の経費（保険掛け金等）、PTA会費、遠足バス代、スキー教室・そり遠足代 等

※集金については、年度はじめに各学年にて集金計画を作成・配付します。

(4) その他

不明な点は、学校にお問い合わせください。

Ⅳ 学校生活ガイド

1 2 遠距離通学 通学費助成について

(1) 助成対象者について

滝沢市では通学に列車・バスを利用している児童に交通費を全額助成（支給）する制度を行っています。この通学費の助成を受けられる児童は、

- ① 通学距離が小学校まで4km以上
- ② 学校の通学区と定められている通区内から通学していること
- ③ 恒常的（1か月以上）に交通機関を利用すること（定期券購入）
- ④ 特別支援教育就学奨励費の給与を受けていないこと

などの基準を満たしている児童になります。

通学定期券購入費用の助成は、購入後の学期末（7・12・3月末）に行われます。

※入学時に助成手続きを行います。転居等で新たに助成対象となる場合には、学校（担任）にご連絡ください。

(2) 列車利用について

【列車通学定期券購入の手順】

- ① 3月末までに学校から「通学証明書」と「定期券購入の留意事項」をお届けします。
- ② 4月1日までに盛岡駅か雫石駅に行き、通学証明書を提示して4月1日から有効の定期券を購入してください。（入学式前の購入になりますが、6ヶ月定期が一番低廉となりますので、4/1～9/30の定期券の購入をすると定期券購入費用全額が助成になります）
- ③ ②で購入した定期券の有効期限が切れ、次のものを購入する際、通学証明書は必要ありません。直前まで使っている定期券を見せることで新しいものが購入できます。2週間前から購入できますので、期限が切れることのないように購入してください。
- ④ 学年が変わるときは、また新たに通学証明書を発行します。

※大釜駅、小岩井駅では定期券の購入ができません。

※令和5年5月からSuicaの機械が導入されましたが、裏磁気の定期券はそのまま使用できます。希望の方はSuica定期に変更が可能ですが、Suicaカードの発行手数料は別途かかります。

【新入生保護者の方へ】

住所が「風林・大清水・篠木仁沢瀬」の方が列車通学対象と思われるので通学証明書を送りすることとなりますが、上記地区で列車通学を希望しない方、または上記地区以外で列車利用を希望される方がいらっしゃいましたら、3月 日（日にちは入学説明会にてお伝えします）までに連絡票を提出願います。

住所が「風林・大清水・篠木仁沢瀬」の方で列車利用の方は、連絡票を提出する必要はありません。

(3) バス利用について

バス利用の際は、登校時間に合う時刻での運行がないことから、下校のみの利用になると考えられますが、バス通学を希望される場合は、学校にご相談ください。

IV 学校生活ガイド

13 就学援助制度について

滝沢市では、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校での学習に必要な学用品、修学旅行費、校外活動費、給食費等の経費の一部を保護者の希望により援助する制度があります。

※援助を希望されても収入金額等により援助の対象にならない場合があります。

(1) 就学援助の対象となる児童

生活保護法の規定により、生活保護を受けている者に準ずる程度に経済的に困窮していると滝沢市教育委員会が認定した世帯の児童。

- ① 当該年度において、生活保護法に基づく生活保護の停止または廃止を受けた世帯の児童
- ② 児童扶養手当法第4条に基づく児童扶養手当の全部の支給を受けている世帯の児童
- ③ 生活福祉資金による貸付を受けている世帯の児童
- ④ その他、世帯の収入が少なく生活が不安定であり、援助が必要と認められる世帯の児童

(2) 援助の対象となるもの

学用品費、新入学用品費、通学費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、PTA会費 等

(3) 援助の手続き

希望されるご家庭は、配付しました「連絡票」を学校へ提出してください。引き換えに必要書類をお渡しします。

※2月上旬までに連絡票を学校へ提出願います。

※新入生については、__月__日まで（日にちは入学説明会でお伝えします）

※就学援助制度の申請手続きは、年度途中でも随時受け付けています。

（年度途中の提出の場合は認定月日が変わります）

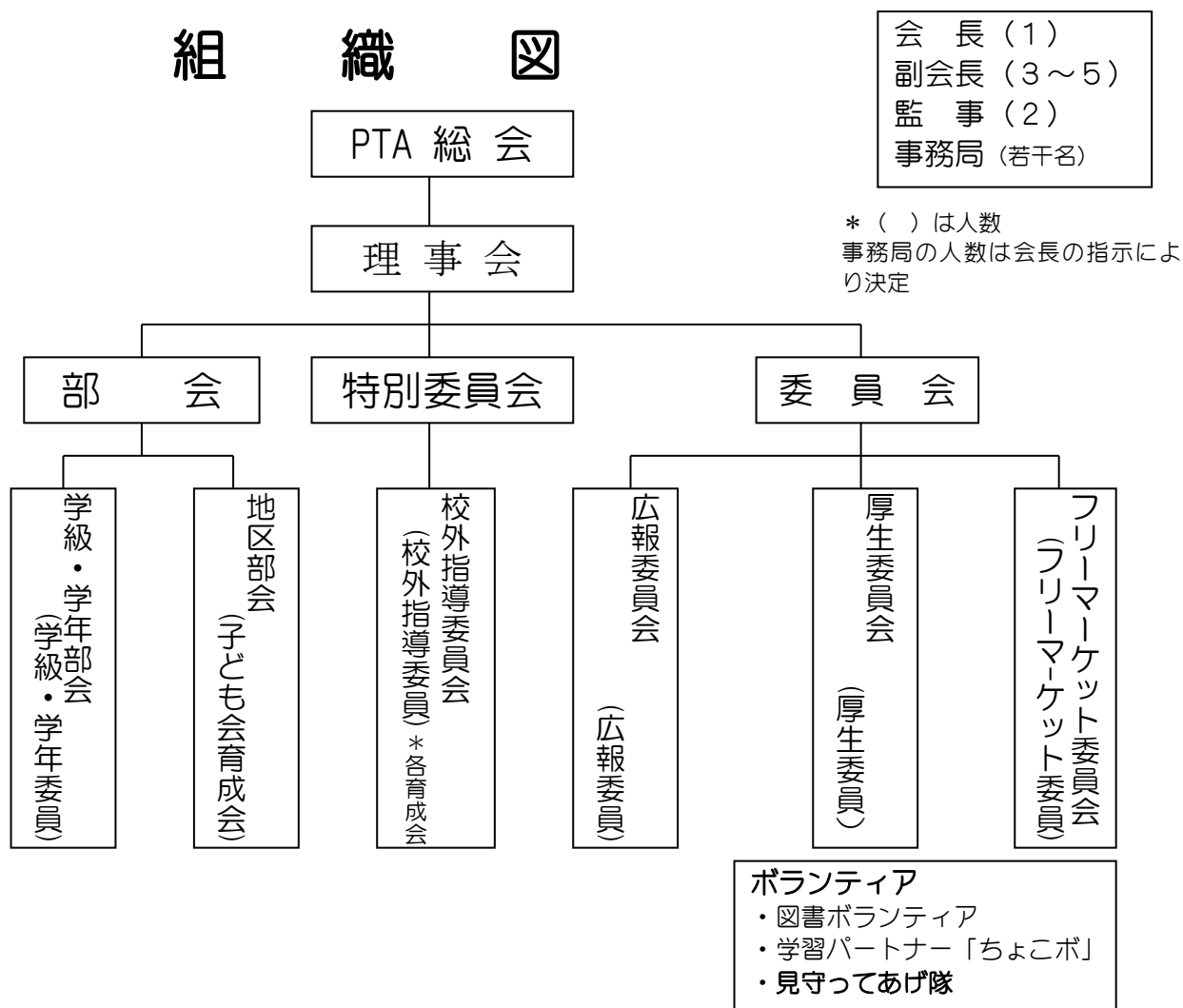
(4) その他

援助の内容、申請等について、詳しく知りたい方は、学校までご連絡ください。

V PTAについて

1 組織について

組 織 図



主な活動内容

学年部会	・学年・学級懇談の充実 ・学級役員選出時の取りまとめ ・学年行事の充実
地区部会	・行事への積極的な参加（各地区行事、市子連行事、指導者講習会等） ・各子ども会の主体的活動の推進及び交流（教育振興運動との連動）
広報委員会	・PTA 広報発行（年 2 回）
厚生委員会	・研修会の推進及び心身の健康増進に関する運動推進 ・家庭教育学級開催 ・水上安全講習会企画運営 ・健康に関する調査・教育環境整備及び心身の健康増進に関する運動推進 ・親子奉仕作業 ・学校保健安全委員会参加 ・運動会駐車場係
フリーマーケット委員会	・フリーマーケット企画準備運営
校外指導委員会	・安全指導推進 ・登下校の安全指導 ・非行防止の巡回指導（お祭り）
図書ボランティア	・本の修理 ・読み聞かせ ・季節の掲示等
学習パートナー	・教育活動等の補助
見守ってあげ隊	・登下校時の見守り等

P T Aについて

2 会則

第 1 章 総 則

(名称・事務局)

第1条 この会は篠木小学校 P T A と称し、事務局を篠木小学校内に置く。

(会員)

第2条 この会の会則は、篠木小学校に在学する児童の保護者と同校教職員とする。

(目的)

第3条 この会の会員相互の教養を高め、一致協力して、篠木小学校教育の進行と児童の健全育成を図ることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学校 P T A 活動の充実を図ること
- (2) 会員相互の理解と充実を図ること
- (3) 会員の教養の向上を図ること
- (4) 児童の校外生活の指導、特に校外子ども会の育成に関する事
- (5) 児童の安全、厚生に関する事
- (6) 学校教育環境の整備充実に関する事
- (7) その他この会の目的達成に必要な事

第 2 章 役 員 ・ 事 務 局

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く

- | | |
|---------------------|-----------------|
| (1) 会長 1 名 | (2) 副会長 3 ～ 5 名 |
| (3) 理事 第7条の2項の規定による | (4) 会計監事 2 名 |
| (5) 事務局員 (若干名) | |

(職務)

第6条 会長はこの会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- 3 理事は理事会の構成員となり、会務の運営にあたる。
- 4 会計監事は会計事務を監査し、その結果を会長及び総会に報告する。
- 5 事務局は、この会の庶務会計を掌る。

(選出)

第7条 会長、副会長、会計監事は、役員選考委員会で選考し、総会の承認を得て決定する。

- 2 役員選考委員は、各地区の長、各部長、各専門委員長、並びに特別委員会の長をもって構成し、会員の意見を反映する。
- 3 理事は、各部長の長並びに各専門委員会の長がこれに当たる。

V P T Aについて

4 事務局員は会長が委嘱する。

(任期)

第8条 役員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は会の相談に応ずる。

第3章 組 織

第10条 この会に、その目的達成のため、次の部会と専門委員会を設ける。

(1) 部会

ア 学級・学年部会（学級・学年P T A） イ 地区部会

(2) 専門委員会

ア 広報委員会 イ 厚生委員会

エ フリーマーケット委員会

(3) 特別委員会

ア 校外指導委員会

(細則)

第11条 部会及び専門・特別委員会の構成並びに運営は別に定める細則によるものとする。

第4章 会 議

(会議)

第12条 この会は、次の会議を持つ。

(1) 総会 (2) 理事会

(総会)

第13条 総会は、この会の最高決議機関であって、毎年1回定期に開く。ただし、理事会が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。

2 総会は会長が招集し、議長は出席会員の中から選出する。

3 総会は次のことを決める

(1) 会則、細則の改廃 (2) 活動計画の決定 (3) 予算、決算の決定

(4) 役員の選出 (5) その他、重要案件の審議決定

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、総会の議決に従い、この会の運営に当たる。

2 理事会は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

3 理事会は、次のことを審議し、処理する

(1) 総会への提出案件に関する事

(2) 部会、専門委員会、特別部会に関する事

V P T Aについて

- (3) 細則の改廃に関すること
- (4) その他特に必要なこと
- 4 理事会は、重要事項で急を要する等やむを得ない事情により、総会の議決を得ることが困難な場合は、出席構成員の3分の2以上の議決をもって総会に変わる議決とすることができる。ただし、事後の総会に報告し、その承認を得るものとする。

第5章 会 計 (会費)

第15条 この会の活動に要する経費は、会費と寄付金その他の収入をもってこれに当てる。

第16条 この会の会員が負担すべき会費は、総会において決める。

(会計年度)

第17条 この会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(附則)

この会則は昭和62年4月1日から実施し、篠木小学校PTA会則(昭和45年4月1日)は廃止する。

この会則は、平成4年4月1日、第5条及び9条改正

この会則は、平成8年4月1日、第10条第3項挿入改正

この会則は、平成13年4月1日、第7条第2項及び第10条(1)ア改正

この会則は、平成15年4月1日、第7条改正

この会則は、平成21年4月1日、第10条(2)オを追加

この会則は、平成31年4月1日、第5条及び第10条改正

この会則は、令和4年4月1日、第10条(2)イとウを統合改正

3 地区部会(子ども会)について

- (1) 地区部会は、篠木小学校区内の各地区を単位として組織し、当該地区内在学児童の保護者全員を会員として構成します。
- (2) 地区部会は、会員の一致協力により、児童の健全な校外活動と安全の確保に努めるとともに、校外子ども会の育成活動を強力に推進することを目的として活動します。

自治会	地区部会(子ども会)
小岩井	小岩井
大釜上	みどり団地
	大釜上
大釜南	大畑 ひまわり
	外館 あさがお
	竹鼻・土井尻・荒屋敷・上通り つくし
篠木	堤・綾織
	黒畑・明法
大沢	大沢

V P T Aについて

慶弔規程

第1条 この規定は、篠木小学校P T A会員に適用する。

第2条 会員の慶弔慰金の適用範囲並びに金額は次の通りとする。
但し、特別に考慮を要する場合は、その都度協議して決める。

- (1) 適用の範囲
保護者(父母) 児童 職員
- (2) 適用内容及び金額
 - イ 慶 職員転任
在職年数にかかわらず 3, 0 0 0 円
 - ロ 弔 保護者 5, 0 0 0 円+弔電
児童 5, 0 0 0 円+弔電
職員 5, 0 0 0 円+弔電

第3条 適用を受けた後、返礼をしない。

附 則 この規程は、平成21年4月1日より施行する。

旅費規程

第1条 この規程は、篠木小学校P T A会員に適用する。

第2条 会員の旅費の適用範囲並びに金額は次の通りとする。
但し、特別に考慮を要する場合は、その都度協議して決める。

- (1) 適用の範囲
保護者(父母) 職員
- (2) 適用内容及び金額
 - イ 滝沢市P T A連合会事業
滝沢市内 5 0 0 円
 - ロ 岩手地区及び岩手県P T A関連事業
滝沢、盛岡市内 5 0 0 円
その他の地域 開催地により考慮

附 則 この規程は、平成27年4月1日より施行する。